

i j

2019年4月1日現在

商品名(愛称)

普 通 預 金

販売対象	・法人、個人
期間	・期間の定めはありません
預 入	
(1)預入方法	・随時預入
(2) 預入金額	・1 円以上
(3) 預入単位	▶ 1 円単位
払 戻 方 法	・随時払戻しできます
利息	
(1) 適用金利	・毎日の店頭表示の利率を適用します
(2) 利払方法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます
(3) 計算方法	・毎日の最終残高100円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	☆法人のお客さま・・・総合課税 15.315%
1九 並	☆個人のお客さま・・・源泉分離課税 20.315%
	×個人のお各さよ・・・源泉ガ解除代 20.313/6 マル優をご利用の場合は除きます)
	・2013年1月1日~2037年12月31日までの期間は、復興特別所得税が付加されております。
	・税制改正により、法人のお客さまがお受け取りをされる預金利息については、地方税の
- sus	特別徴収が廃止となっています。
手 数 料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、当庫所定の手数料をいただくことがあります
	(詳しくは「主な手数料一覧」をご覧ください)
付加できる	│・個人の方は自動継続扱いの定期預金、定期積金を担保として「総合口座」の取り扱いができ │
特約事項	ます
	(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定利回りに1.0%上乗せした
	利率)
中途解約時の	
取扱い	
金利情報の	・金利は店頭の金利ボードによりご案内しております
入手方法	詳しくは窓口へおたずねください
苦情処理措置·	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部(9時~17
紛争解決措置	時、フリーダイヤル0120-191142) にお申し出ください
初于川川門區	му у у тү у о т E o т o т т т E y Te do i r o E q
	·紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話
	: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話: 03-3581-
	2 2 4 9)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センタ
	ー等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、 - 実験の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、
	ー等で制事の解決を図ることも可能ですので、利用を布量されるお各さまは、 当金庫営業日に上記業務推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、
	1-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の台湾大会(東京三台湾大会)に支持な中に出いただくことも可能です。
	の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけま
	す。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東
	京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法
	(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調
	停)-もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは
	全国しんきん相談所にお問合わせ下さい
その他参考と	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます
なる事項	・預金保険制度の対象預金となります
3, 3, 7,	預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります
	なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が
	対象となります
	たたし、光本の日前には次角角頂並(ヨ座頂並、無利忘室自題頂並)は含まれません ・個人の方はマル優のご利用ができる場合もありますので、窓口でご確認ください
	個八ツ川はマル度ツー作用がしてる物ロカのサままのし、芯口しに唯能へんでい
	L